

大阪公立大学医学系研究等倫理審査委員会審査料の改定について（学内申請者の方へ）

以下の改定後の審査料は、2025年4月1日以降の新規申請分に適用します。

学内からの申請の場合、これまで審査料は徴収しておりませんでした。2025年4月1日新規申請分以降については、学内からの申請分についても審査料が発生します。

なお、2025年3月31日以前に申請済みのものについては、審査料は発生しません。

「料金表 1」 (税込料金)

区分	料金 (円)
介入又は侵襲（軽微を除く）有の研究	121,000円
観察研究等	70,000円
機関加算料 (多機関共同研究で1機関につき)	12,000円
変更申請	13,000円

**企業等との共同研究又は受託研究の場合**

- (例) ・介入又は侵襲（軽微を除く）有の研究  
 ・本学が代表機関となる多機関共同研究で、分担機関は3機関  
 121,000円（新規申請）+12,000円（機関加算料）× 3 機関

**= 新規審査料 157,000円**

※変更申請時には、1変更申請につき13,000円徴収する。また、変更申請に機関追加を含む場合、追加される分担機関分の機関加算料（1機関：12,000円）が加算されます。

「料金表 2」 (税込料金)

区分	料金 (円)
介入又は侵襲（軽微を除く）有の研究	25,000円
観察研究等	10,000円

**企業等との共同研究又は受託研究ではない場合**

- (例) ・観察研究  
 ・本学が代表機関となる多機関共同研究で、分担機関は3機関

**新規審査料 10,000円**

※新規申請時のみ徴収とし、その後の変更申請で審査料は発生しません。  
 ※料金表 2 については、機関加算料は発生しません。

表中の文言は案内文書用に一部わかりやすい表記に変更しております。また、例示は代表的なものとなりますので、詳細な条件等については、別紙 3 をご確認ください。

## 大阪公立大学医学系研究等倫理審査委員会審査料の改定について

以下の改定後の審査料は、2025年4月1日以降の新規申請分に適用します。

## 【変更前】

倫理審査に関する料金表（税込料金）

区分	料金
観察研究（新規申請）	58,300円
介入研究（新規申請）	92,400円
機関加算料 （多機関共同研究の新規申請で1機関につき）	9,900円
変更申請（軽微なものに限る）	9,900円

## 【変更後】

倫理審査に関する「料金表1」（税込料金）※2

区分	料金
<b>（新規申請）介入又は侵襲（軽微を除く）有の研究</b>	<b>121,000円</b>
<b>（新規申請）その他研究</b>	<b>70,000円</b>
機関加算料 ※3 （多機関共同研究で1機関につき）	<b>12,000円</b>
変更申請※4	<b>13,000円</b>

倫理審査に関する「料金表2」（税込料金）※2

区分	料金（円）
<b>（新規申請）介入又は侵襲（軽微を除く）有の研究</b>	<b>25,000円</b>
<b>（新規申請）その他研究</b>	<b>10,000円</b>

## 【審査料の改定にかかる補足説明】

- ※1 本補足説明における大阪公立大学とは、大阪公立大学における医学部・大学院医学研究科、医学部附属病院、その他学内の研究科等研究機関を含みます。
- ※2 審査料は、原則的に「料金表1」を用いますが、次のア又はイのいずれかを満たす場合、「料金表2」に基づき新規申請時のみ審査料を徴収します。
- ただし、変更申請により「料金表」区分が変わる場合、当該変更申請以降は該当する区分に従って審査料を徴収します。

## ア 料金表2の適用条件1

次の①又は②であって、③の要件も満たす研究

- ① 大阪公立大学が実施する単機関研究
- ② 大阪公立大学を代表機関とする多機関共同研究において、学術研究機関として大学や研究所などの研究機関と医療機関のみで実施する研究
- ③ 企業等との共同研究又は受託研究に該当しない研究

## イ 料金表2の適用条件2

大阪公立大学を分担機関とする多機関共同研究で、大阪公立大学分の倫理審査を当委員会において個別審査する研究

- ※3 料金表1の区分における「新規申請」にかかる金額は、単機関研究に適用します。多機関共同研究については、新規申請にかかる金額に加え、機関加算料として、分担機関数に乗じた金額を新規申請時に徴収します。なお、多機関共同研究における変更申請で機関が追加になる場合、変更申請にかかる金額に加え、新たに追加になった機関数に乗じた金額を徴収します。変更申請で、機関が減少した場合の機関加算料の返金はありません。
- ※4 単機関研究から多機関共同研究への変更、研究デザイン的大幅な変更等の場合は、新規申請として取り扱います。
- ※5 大阪公立大学医学部附属病院における薬剤師、理学療法士等医療従事職員及び医学部・附属病院事務局の技術職員を研究責任者とする研究については、※2に関わらず、医学研究科長が特に減免を認めたものとして扱い、審査料は徴収しません。
- ※6 大阪公立大学以外から2025年3月31日以前に申請された新規申請分について、2025年4月1日以降に変更申請があった場合、従前の料金表及び規定に基づき1変更申請あたり9,900円の審査料を徴収します。

本件に関するお問合せ先  
 〒545-0051  
 大阪市阿倍野区旭町1-2-7 あべのメディックス6F  
 公立大学法人大阪 大阪公立大学医学部・附属病院  
 事務局 研究推進課(医学系研究等倫理審査委員会事務局)  
 TEL : 06-6645-3456・3457  
 e-mail : gr-a-knky-ethics@omu.ac.jp